○関東地方整備局告示第百二十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十四年三月二十九日

関東地方整備局長　下保　修

一　施行者の名称　東京都

二　都市計画事業の種類及び名称　平成十八年関東地方整備局告示第三百九十四号小金井都市計画道路事業三・四・十一号府中東小金井線及び三・四・十六号東小金井駅北口東西線

三　事業施行期間　自平成十八年九月二十七日至平成三十年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第百二十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十四年三月二十九日

関東地方整備局長　下保　修

一　施行者の名称　東京都

二　都市計画事業の種類及び名称　平成三年建設省告示第四百八十六号東京都市計画道路事業幹線街路環状第六号線及び補助線街路第五十四号線

三　事業施行期間　自平成三年三月八日至平成二十六年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第百二十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十四年三月二十九日

関東地方整備局長　下保　修

一　施行者の名称　東京都

二　都市計画事業の種類及び名称　平成四年建設省告示第六百十一号東京都市計画道路事業幹線街路放射第三十四号線

三　事業施行期間　自平成四年三月十三日至平成二十八年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○北陸地方整備局告示第三十六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年三月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

北陸地方整備局長　前川　秀和

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　百十三号及び三百四十五号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
新潟市北区笹山東一七九番から新潟県北蒲原郡聖籠町大字藤寄字杉谷内二三二一番四まで	前	三五・八（メートル）～二五二・六（メートル）
	後	一・八七〇（キロメートル）～一・〇〇〇

(四)　図面縦覧場所　北陸地方整備局及び同局新潟国道事務所

○北陸地方整備局告示第三十七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年三月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

北陸地方整備局長　前川　秀和

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　百十六号及び二百八十九号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
燕市吉田之出町五六五番八から同市吉田大保町七五番一三まで	前	一二・二四（メートル）～四四・八三〇（キロメートル）
	後	一七・五二（メートル）～四四・八三〇・二四五

(四)　図面縦覧場所　北陸地方整備局及び同局新潟国道事務所

○北陸地方整備局告示第三十八号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年三月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年三月二十九日

北陸地方整備局長　前川　秀和

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
百十六号及び二百八十九号	燕市吉田日之出町五五〇番一八から同市吉田大保町一〇七五番一まで	北陸地方整備局及び同局新潟国道事務所

○近畿地方整備局告示第七十三号

次のように都市公園の供用を開始するので、都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）第二条の二の規定に基づき、公告する。

平成二十四年三月二十九日

近畿地方整備局長　上総　周平

名称　淀川河川公園

位置　大阪市北区長柄中三丁目地先、大阪市北区長柄東三丁目地先、摂津市一津屋地先、高槻市三島江地先及び京都府乙訓郡大山崎町字下植野地先

区域　別紙図面のとおり（略）

（近畿地方整備局に閲覧所を設け、平成二十四年三月二十九日から二週間公衆の閲覧に供する。）

供用開始の期日　平成二十四年三月三十日

○近畿地方整備局告示第七十四号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第二十三条第一項の規定により、登録住宅性能評価機関から評価の業務の廃止の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十四年三月二十九日

近畿地方整備局長　上総　周平

一　業務を廃止した者の名称

特定非営利活動法人都市づくり建築技術研究所

二　業務を廃止した者の住所

京都府舞鶴市字喜多千百五番一

三　業務を廃止した者の登録番号

近畿地方整備局長　25